

さいたま市緑区選挙管理委員会告示第32号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の第1項の規定による期日前投票所は次のとおりである。

令和7年7月3日

さいたま市緑区選挙管理委員長 花岡 能理雄

期日前投票所 緑区役所内